

協定項目10号 資料

特別職の身分の取扱いについて

1. 協議項目の要旨・留意点

新設合併の場合は、関係市町村の法人格が消滅するため、市町村長、助役、収入役、教育長をはじめ、各種委員会・審議会委員等の特別職は失職することになる。

新市における特別職の設置、人数、任期、報酬額等について協議する。

議会議員、農業委員（報酬を除く。）、消防団員の取扱いについては、別途協議する。

関連資料については、別紙のとおり。

2. 提案の理由

関係法令等に基づき、新市において必要な特別職を設置する内容で提案する。

3. 協定（協議）先進事例

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- (1) 市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。
(ア) 任期は、各法令の定めるところによる。
(イ) 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (2) 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (3) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。
報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- (4) 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。
(ア) 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
(イ) 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
(ウ) 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
- (5) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- (1) 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

香川県さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日 新設合併）

- (1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5 町の長が協議して定める。
- (2) 新市の職務執行者については、5 町の長が別に協議して定めるものとする。

山口県周南市（平成 15 年 4 月 21 日 新設合併）

- (1) 2 市 2 町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後 2 年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。
- (2) 2 市 2 町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

4. 参考法令等（条文等抜粋）

(1) 特別職に属する公務員

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 1～2 略

3 特別職は、次に掲げる職とする。

1. 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

・・・・・・市町村長、議員、助役、収入役、監査委員、教育委員、公平委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員、農業委員の一部など

1 の 2 . 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1 の 3 . 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 . 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

・・・・・・農業委員の一部、公民館運営審議会委員、社会教育委員、国民健康保険運営協議会委員、民生委員推薦会委員など

3 . 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

・・・・・・非常勤の学校医、公民館長など

4 . 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 . 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(2)常勤の特別職

地方自治法（抜粋）

（市長）

第139条

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

（助役）

第161条

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（収入役）

第168条

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

7 第162条、第163条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。

(3)非常勤の特別職（義務的に設置するもの）

地方自治法（抜粋）

（委員会及び委員）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1. 教育委員会
2. 選挙管理委員会
3. 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
4. 監査委員

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

1. 農業委員会
2. 固定資産評価審査委員会

（選挙管理委員会委員）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあつては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあつては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

第 197 条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方公務員法（抜粋）

（公平委員会委員）

第 7 条

3 人口 1 5 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

第 9 条 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもつて組織する。

10 委員の任期は、4 年とする。

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員）

第 4 2 3 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は 3 人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員）

第 2 条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村に教育委員会を置く。

第 3 条 教育委員会は、5 人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより町村の教育委員会にあつては 3 人の委員をもつて組織することができる。

第 4 条 委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第 5 条 委員の任期は、4 年とする。

(4)非常勤の特別職（任意に設置するもの等）

地方自治法（抜粋）

（付属機関）

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

(5)合併時の特別職の取扱い

地方自治法施行令（抜粋）

（市長の職務執行者）・・・合併関係市町村の首長の中から互選

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

（暫定の選挙管理委員）・・・合併関係市町村の委員の中から4人を互選

第4条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抜粋）

（臨時の教育委員）・・・合併関係市町村の委員の中から、市長の職務執行者が臨時に選任

第18条 市町村の設置があつた場合においては、市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任する。

2 前項の規定により選任された委員は、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任する。

3 新たに設置された市町村において、第一項の規定により教育委員会の委員が選任された後、最初に招集すべき教育委員会の会議は、市町村長職務執行者が招集する。

地方税法（抜粋）

（暫定の固定資産評価審査委員）・・・合併関係市町村の委員の中から、市長の職務執行者が暫定的に選任

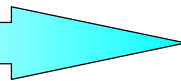
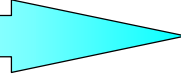
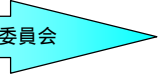
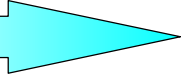
第423条

- 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

特別職(各委員会・委員)の選任等について

	新市施行前日	新市施行	市長誕生	新市長招集第1回新市議会
市長	[失職] 9市町村長の協議による職務執行者の選任	50日以内選挙 職務執行者 職務執行者[失職]	市長就任 新市長	
助役・収入役	[失職]	[不在] 収入役:職務代理者		新市長が議会の同意を得て、選任
教育委員会 教育長	[失職]	職務執行者が9市町村の教育委員(1市4町1村各5名, 3村各3名, 計39名)のうちから、5名を選任。臨時の教育委員会発足 教育委員会招集:互選により、教育委員長・教育長選任 [任期]新市長招集による議会の会期末まで 臨時の教育委員会		新市長が議会に教育委員の人事を提案・同意 教育委員会招集:互選により、教育委員長・教育長を選任 [任期]新市長が定める。(2人4年、1人3年、1人2年、1人1年) 新市教育委員会
選挙管理委員会	[失職]	9市町村の選挙管理委員(各4名, 計36名)のうちから、互選により4名を選任。暫定的な選挙管理委員会発足 選挙管理委員会招集:互選により、委員長選任 [任期]議会において選挙されるまでの間 暫定的な選挙管理委員会		第1回新市議会定例会で選挙により選任 選挙管理委員会招集:互選により、委員長選任 [任期] 4年 新市選挙管理委員会

特別職(各委員会・委員)の選任等について

	新市施行前日	新市施行	市長誕生	新市長招集第1回新市議会
公平委員会 【失職】				新市長が議会の同意を得て、選任 [任期] 4年
		[不在]		新市公平委員会 
監査委員 【失職】				新市長が議会の同意を得て、選任 [任期] 4年 議員の任期
		[不在]		新市監査委員 
固定資産評価審査委員会 【失職】		職務執行者が9市町村の固定資産評価審査委員会委員(各3名,計27名)のうちから、3名を選任。 [任期] 新市長就任までの間	新市長が3名を選任。 [任期] 新委員が議会で同意されるまでの間	新市長が議会の同意を得て、選任 [任期] 3年
		暫定的な固定資産評価審査委員会 	暫定的な固定資産評価審査委員会 	新市固定資産評価審査委員会 

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	10 特別職の身分の取扱い										【常勤の特別職】	総務部会 人事厚生分科会
調整方針(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。 ・給与の額は、現行額を基本に合併までに調整する。 ・新市の職務執行者については、関係市町村の長が別に協議して定める。 											
分野名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	摘要		
1. 任期												
市長・町長・村長	4年 H12.3.11 ~ H16.3.10	H15.4.27 ~ H19.4.26	H15.10.10 ~ H19.10.9	H14.10.27 ~ H18.10.26	H12.6.5 ~ H16.6.4	H13.5.14 ~ H17.5.13	H13.10.12 ~ H17.10.11	H14.12.22 ~ H18.12.21	H15.4.27 ~ H19.4.26			
助役	4年 H12.4.1 ~ H16.3.31	H13.4.1 ~ H17.3.31	H12.4.1 ~ H16.3.31	H15.4.1 ~ H19.3.31	H15.4.14 ~ H19.4.13	H14.4.1 ~ H18.3.31	H14.1.1 ~ H17.12.31	空席	H15.6.1 ~ H19.5.31			
収入役	4年 H12.4.1 ~ H16.3.31	H15.5.2 ~ H19.5.1	H12.4.1 ~ H16.3.31	空席	空席	空席	H14.1.1 ~ H17.12.31	空席	—			
教育長	4年 H13.10.1 ~ H17.9.30	H13.4.1 ~ H17.3.31	H11.11.2 ~ H15.11.1	H13.2.1 ~ H17.11.30	H13.10.1 ~ H17.9.30	H12.10.6 ~ H16.10.5	H12.10.1 ~ H16.9.30	H12.10.1 ~ H16.9.30	H15.2.4 ~ H16.2.3			
2. 給料												
市長・町長・村長	月額 962,000円	768,000円	768,000円	768,000円	768,000円	757,000円	757,000円	757,000円	757,000円			
助役	月額 (2名) 769,000円	606,000円	606,000円	606,000円	606,000円	598,000円	598,000円	598,000円	598,000円			
収入役	月額 705,000円	572,000円	572,000円	572,000円	572,000円	564,000円	564,000円	564,000円	—			
教育長	月額 705,000円	572,000円	572,000円	572,000円	572,000円	598,000円	598,000円	598,000円	598,000円			
3. 期末手当												
6月	1.15 × 170/100	1.15 × 170/100	1.10 × 170/100	1.15 × 170/100	1.15 × 170/100	1.10 × 170/100	1.10 × 170/100	1.10 × 170/100	1.15 × 170/100			
12月	1.15 × 180/100	1.15 × 180/100	1.10 × 180/100	1.15 × 180/100	1.15 × 180/100	1.10 × 180/100	1.10 × 180/100	1.10 × 180/100	1.15 × 180/100			
4. 日当												
市長・町長・村長	3,000円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,100円	2,200円	2,200円			
	—	川内市、甕島を除く郡内なし	川内市、甕島を除く郡内1,100円	川内市、甕島を除く郡内5時間以内 700円 5時間以上 800円	川内市、甕島を除く郡内なし	—	—	—	—			
助役・収入役	2,600円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
教育長	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	2,000円			
5. 宿泊料												
市長・町長・村長	県内 13,300円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円			
	県外 14,800円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円			
助役・収入役	県内 11,800円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
	県外 13,100円	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上			
教育長	県内 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	8,000円			
	県外 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	11,000円			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針（案）		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
1	選挙長	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,100	
2	開票管理者	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	10,700	—	日額	9,100	
3	投票管理者	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	12,700	—	日額	9,100	
4	選挙立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,300	
5	開票立会人	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	8,900	—	日額	7,300	
6	投票立会人	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	10,800	—	日額	7,300	
7	総合開発計画審議会	会長	1	日額	4,700												
8		委員	14	日額	4,700												
9	特別職報酬等審議会	会長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
10		委員	9	日額	4,700	10	日額	5,700	9	日額	6,200	10	日額	6,300	10	日額	6,200
11	行政改革推進委員会	委員長	1	日額	4,700			1	日額	6,300							
12		委員	9	日額	4,700	10	日額	5,700	9	日額	6,200	10	日額	6,200	10	日額	6,200
13	行政組織等改善対策審議会	委員															
14	非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	会長	1	日額	4,700												
15		委員	4	日額	4,700												
16	非常勤職員等公務災害補償等審査会	会長	1	日額	4,700												
17		委員	3	日額	4,700												
18	防災会議		20	日額	4,700	25	日額	5,700						12	日額	6,200	
19	水防協議会	委員	20	日額	4,700						11	日額	6,200				
20	災害等従事者見舞金審査委員	委員									必要数	日額	6,200				
21	情報公開審査会	会長	1	日額	11,500	1	日額	18,000	1	日額	18,000	1	日額	18,000	1	日額	18,000
22		委員	4	日額	10,300	4	日額	15,000	4	日額	15,000	4	日額	15,000	4	日額	15,000
23	個人情報保護審査会	会長	1	日額	11,500												
24		委員	4	日額	10,300									15	日額	6,200	
25	国民年金委員																
26	交通災害共済審査会	委員	4	日額	4,700												
27	予防接種健康被害調査委員会	委員	9	日額	13,900以内	5	日額	5,700	10	日額	6,200	10	日額	6,200	10	日額	6,200

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甌村			下甌村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
1	選挙長	-	日額	10,700	-	日額	10,700	-	日額	9,700	-	日額	10,700	(地方自治法第202条の3関係)
2	開票管理者	-	日額	10,700	-	日額	10,700	-	日額	9,700	-	日額	10,700	
3	投票管理者	-	日額	12,700	-	日額	12,700	-	日額	11,700	-	日額	12,700	
4	選挙立会人	-	日額	8,900	-	日額	8,900	-	日額	7,900	-	日額	8,900	
5	開票立会人	-	日額	8,900	-	日額	8,900	-	日額	7,900	-	日額	8,900	
6	投票立会人	-	日額	10,800	-	日額	10,800	-	日額	9,800	-	日額	10,800	
7	総合開発計画審議会	会長												
8		委員					33	日額	5,900					
9	特別職報酬等審議会	会長	1	日額	6,100			-						
10		委員	4	日額	5,900	5	日額	5,900	10	日額	5,900	5	日額	5,800
11	行政改革推進委員会	委員長						-						
12		委員				20	日額	5,900						
13	行政組織等改善対策審議会	委員						20	日額	5,900	20	日額	5,800	
14	非常勤職員等公務災害補償等認定委員会	会長												
15		委員												
16	非常勤職員等公務災害補償等審査会	会長												
17		委員												
18	防災会議				16	日額	5,900	8	日額	5,900	14	日額	5,800	
19	水防協議会	委員												
20	災害等従事者見舞金審査委員	委員												
21	情報公開審査会	会長									1	日額	18,000	
22		委員									4	日額	15,000	
23	個人情報保護審査会	会長												
24		委員												
25	国民年金委員										-	日額	5,800	
26	交通災害共済審査会	委員												
27	予防接種健康被害調査委員会	委員	10	日額	5,900 (医師16,500)	10	日額	5,900	10	日額	12,800			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会			
調整方針(案)														
分野名		里村			上甑村			下甑村			鹿島村			摘要
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
28	農政企画会議	委員												
29	天辰第一地区土地区画整理審議会	会長												
30		委員												
31	天辰第一地区土地区画整理評価委員会	評価員												
32	川内駅周辺地区土地区画整理審議会	会長												
33		委員												
34	川内駅地区土地区画整理評価委員会	評価員												
35	温泉場土地区画整理審議会	会長												
36		委員												
37	温泉場土地区画整理評価委員会	評価員												
38	都市計画審議会	会長												
39		委員												
40	国民健康保険運営協議会	会長	1	日額	5,800	1	日額	6,200	1	日額	6,200			
41		委員	5	日額	5,800	8	日額	5,900	8	日額	5,900	6	日額	5,800
42	環境保全審議会	委員												
43	特別土地保有税審議会	委員				3	日額	5,900	3	日額	5,900	3	日額	5,800
44	交通安全対策会議	委員				10	日額	5,900	11	日額	5,900	10	日額	5,800
45	民生委員推薦会	委員	7	日額	5,800	7	日額	5,900	7	日額	5,900	4	日額	5,800
46	消防賞じゆつ金審査委員会	委員												
47	心身障害児就学指導委員会	会長						-						
48		委員	10	日額	5,800	14	日額	5,900	15	日額	5,900			
49	奨学生選考委員会	委員												
50	学校給食センター運営委員会(共同調理場)	委員				15	日額	5,900	24	日額	5,900			
51	社会教育委員		3	日額	5,900	10	日額	5,900	10	日額	5,900	5	日額	5,800
52	文化財保護審議会	委員長	1	日額	6,100									
53		委員	4	日額	5,900	2	日額	5,900	5	日額	5,900	5	日額	5,800
54	歴史民族資料館運営委員会	委員							10	日額	5,900			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
55	公民館運営審議会	委員	15	日額	4,700	22	日額	5,700	19	日額	6,200	15	日額	6,200	23	日額	6,200
56	図書館協議会	委員	5	日額	4,700												
57	スポーツ振興審議会	委員	12	日額	4,700							10	日額	6,200	23	日額	6,200
58	ふるさとづくり促進審議会	委員										7	日額	6,200			
59	体育指導委員		31	日額	4,700	10	日額	5,700	8	日額	6,200	10	日額	6,200	8	日額	6,200
60	小学校統廃合問題審議会 (川内市は学校通学区域適正規模等審議会)	委員	12	日額	4,700				25	日額	6,200						
61	家庭児童・母子相談員		2	月額	132,300以内												
62	社会教育指導員		3	月額	132,300以内	2	月額	122,000以内	2	月額	106,000	2	月額	110,800	2	月額	115,600
63	社会教育学級主事																
64	学校教育指導員											1	月額	110,800			
65	消費生活相談員		2	月額	136,000以内												
66	外国語指導助手		1	月額	330,000				1	月額	310,000				1	月額	350,000以内
67	市税徴収嘱託員		3	月額	160,800以内												
68	行政嘱託員(役場連絡員)																
69	公用自動車運転嘱託員								2	日額	マイクロバス運転手 町内6,200円 町外7,000円 県外7,500円						
70	振興計画審議会	委員				20	日額	5,700	20	日額	6,200	25	日額	6,200			
71	有線放送運営審議会	委員				8	日額	5,700									
72	青少年問題協議会	委員	10	日額	4,700	12	日額	5,700	13	日額	6,200	7	日額	6,200	19	日額	6,200
73	農業振興促進協議会	委員				25	日額	5,700									
74	農政審議会(農政企画審議会)	委員	16	日額	4,700							15	日額	6,200			
75	農業振興地域整備促進協議会	委員				15	日額	5,700									
76	林業振興推進協議会	委員	10	日額	4,700	12	日額	5,700	12	日額	6,200						
77	林業構造改善協議会	委員							16	日額	6,200				15	日額	6,200
78	住宅新築資金等審議会	委員				11	日額	5,700	随時	日額	6,200						
79	農業構造改善事業協議会	委員							25	日額	6,200				30	日額	6,200

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目		10 特別職の身分の取扱い						【非常勤の特別職・報酬等】			総務部会 人事厚生分科会						
調整方針(案)		・新市において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に合併までに調整する。															
分野名		川内市			樋脇町			入来町			東郷町			祁答院町			
		定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	定数	区分	報酬額(円/人)	
80	農村地域工業導入審議会	委員						10	日額	6,200							
81	温泉開発審議会	委員												10	日額	6,200	
82	(がけ下)危険住居移転促進審議会	委員						5	日額	6,200				若干人	日額	6,200	
83	農村総合整備事業推進協議会	委員												22	日額	6,200	
84	幼稚園長		1	月額	157,700円以内			4	年額	126,000	1	月額	163,400	1	月額	154,600	
85	学校医及び学校歯科医	小学校	86	年額	73,300円+160×人数	4	年額	152,000以下	4	年額	112,400		年額	予算で定める額	4	年額	90,000
86		中学校	34	年額	73,300円+160×人数	1	年額	152,000以下	1	年額	133,500		年額	予算で定める額	2	年額	120,000
87		幼稚園	24	年額	73,300円+160×人数	(2)	年額	152,000以下		年額	96,800		年額	予算で定める額	2	年額	88,000
88	学校薬剤師	小学校	19	年額	68,000	1	年額	43,000以下	4	年額	34,100		年額	予算で定める額	2	年額	40,000
89		中学校	7	年額	68,000	(1)	年額	43,000以下	1	年額	48,400		年額	予算で定める額	1	年額	52,000
90		幼稚園	6	年額	68,000	(1)	年額	43,000以下					年額	予算で定める額	1	年額	37,000
91	健康管理嘱託医					1	年額	192,300以下									
92	駐在所長																
93	駐在員(区長)																
94	産業医		1	年額	74,200												
95	自治振興対策審議会	委員				15	日額	5,700									
96	自治公民館長										43	年額	予算で定める額				
97	校区公民館長		19	年額	115,000						5	月額	予算で定める額				
98	校区公民館主事		19	月額	132,300以内						5	年額	予算で定める額				
99	校区公民館主事補										—	年額	予算で定める額				
100	隣保館長		3	月額	137,400			1	月額	71,000							
101	営農専門指導員		1	月額	220,900以内			1	月額	200,000							
102	自然保護審議会	委員															
103	自然保護監視員																
104	観光振興推進協議会	委員				12	日額	5,700									
105	地域沿岸漁業構造改善協議会	委員															
106	水道運営審議会	委員	10	日額	4,700						8	日額	6,100				

